# 三重県観光振興条例(仮称)の素案から骨子案に向けた主な修正点

素案 骨子案

- 「前文」を大幅に見直し
- 「定義」に、「観光行動」を新たに追加
- 「基本理念」を大幅に見直し
- 「施策の基本方針」を全体的に見直し、各項目を精査(整理統合)
- 5 「基本計画」を加筆修正

## 前文

私たちのふるさと三重県は、海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らす のに理想的な地域として、古くから「美(うま)し国」と呼ばれてきました。 また、「日本人の旅の原点」といわれるお伊勢参りの目的地として、全国 の人々が行き交い交流を重ね発展してきました。

人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、 日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景 観など、郷土三重には、多くの人々を魅了し惹きつける資源が満ちあふれ ています。

観光は、先人から受け継がれてきた豊かな自然や歴史、伝統、文化など を大切に守りながら、地域の持ち味や個性を磨き上げていくことによっ て、県民一人ひとりの郷土への愛着をはぐくむとともに、訪れた人々との 交流を通じて、自信と誇りを感じ、心の豊かさの向上につながるものです。

また、観光は、多様な産業と関連する裾野の広い産業であることから、 その波及効果は広範囲にわたるとともに、地域における雇用を創出し、地 域経済をより力強いものとします。

三重県観光は、これまで、二十年に一度、執り行われる神宮式年遷宮が 全国的にも注目を集め、多くの人が三重県を訪れる好機を生かして、大き な発展を遂げてきました。しかしながら、近年、観光を取り巻く環境は、 全国各地の観光地間競争が激しくなる<u>など</u>、一段と厳しさを増していま|県民生活を向上させる上で重要な役割を果たすとともに、本県の経済を牽

# 前文

私たちの郷土三重県は、豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な 地域として、古くから「美(うま)し国」と呼ばれてきた。また、悠久の歴 史を有し、伊勢参り、世界遺産に登録された熊野古道を辿った熊野詣等、 全国の人々が行き交い古代から交流を重ね、もてなしの心を今に伝えてき た。

観光は、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、 地域の持ち味と個性を磨き上げていくことにより、地域への自信と誇りを 深め、郷土愛を育むことのできる地域社会の実現に寄与するものである。 また、観光は、多様な産業と関連するすそ野の広い産業であることから、 その波及効果は広範囲にわたり、地域における雇用を創出し、地域経済を より力強いものとすることへの期待も大きい。

しかしながら、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激し くなる等、一段と厳しさを増している。人々を魅了する観光の目的地とし て、本県がこれからも選ばれ続けるためには、観光の振興に関する取組が

# 骨子案

引する産業として観光産業を大きく育て、及び確立させていくことが必要

す。

<u>郷土三重が魅力ある観光地として</u>これからも選ばれ続けるためには、観光が<u>生活の大切な一部となり、観光振興が県民生活の向上と一体的に展開される</u>とともに、<u>三重県</u>経済を牽引する産業として観光産業を大きく育て、確立させていくことが重要です。

<u>ここに</u>、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が<u>総力を結集</u>して、<u>三重県</u>観光の持続的な発展と<u>さら</u>なる飛躍に向けて取り組む<u>ことを決</u>意し、この条例を制定します。

<u>このような考え方に立って</u>、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係 団体が協働して、<u>本県の</u>観光の持続的な発展に向けて取り組む<u>ため</u>、この

#### 総則

#### 1 目的

この条例は、三重県観光の持続的な発展を図るための基本理念を定め、県の責務<u>及び</u>県民等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>県民が郷土への誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現及び本県経済</u>の発展に寄与することを目的とする。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

観光資源 人の往来により縦横に発達した街道、歴史の中で形成されたまち並み、日本でも有数の変化に富んだ海岸線、自然美の宝庫たる山河が織りなす景観のほか、地域に根づいた豊かな食文化、郷土愛にあふれ観光旅行者を温かく迎えることのできる人材。その他観光の対象となる資源又は資産をいう。

観光事業者 <u>主として</u>観光旅行者を対象として事業を行う<u>事業者</u>その他観光に関する事業を行う<u>事業者</u>をいう。

## 総則

条例を制定する。

#### 1 目的

である。

この条例は、本県の観光の振興に関する基本理念を定め、並びに県の 責務、県民の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策 の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合 的かつ計画的に推進し、もって<u>県民生活の向上及び本県の経済</u>の発展に 寄与することを目的とする。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

観光資源 <u>自然、歴史、伝統、文化、産業、人材</u>その他観光の対象と なる資源をいう。

観光事業者 観光旅行者を対象として事業を行う<u>者</u>その他観光に関する事業を行う者をいう。

観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。

県民等県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他観光に関する事 業を行う団体をいう。

県民等県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

#### 3 基本理念

三重県観光の持続的な発展は、県、市町及び県民等がそれぞれの立場 において協働し一体となって、次に掲げる事項の実現をめざすことを基 本理念として取り組むものとする。

地域の観光資源の活用及びその魅力の再発見を诵じて、県民一人ひと りの郷土愛をはぐくむとともに観光行動を促進し、豊かな県民生活の 向上に観光が活用されること。

観光が、多様な産業と関連する二十一世紀の成長産業として、地域経 済の活性化及び雇用の増大に寄与し、本県経済を牽引する産業となる こと。

観光の振興に関する役割等

#### 4 県の青務

- (1)県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと り、観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施 するものとする。
- (2)県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進 │(2)県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行 めることができるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

#### 5 市町との協働

## 骨子案

観光行動 県民が、郷土の魅力の発見又は再認識を通じて、郷土への 誇りと愛着を醸成し、観光への関心及び理解を深めることにより、地 域における観光の振興に関する取組に参画すること、又は県内での観 光旅行を行うことをいう。

#### 3 基本理念

本県の観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組 を尊重しつつ、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において協働し、 次に掲げる事項が行われることにより、県民が郷土への誇りと愛着を持 つことができる地域社会を実現し、及び観光産業を本県の経済の発展に 重要な役割を担う産業としていくことを基本理念とする。

- 地域の特性及び観光資源の魅力を最大限に生かした県内外への情報 発信が行われるとともに、観光旅行者の来訪の促進が図られること。 地域の観光資源を一層充実させ、かつ、その継承を図りつつ、観光旅 行者の多様化する需要に応えることのできる観光地づくりが行われ ること。
- 地域の生活環境及び良好な景観の保全を図りつつ、観光旅行者が安心 して快適に県内での観光ができるよう配慮されること。

観光の振興に関する役割等

# 4 県の青務

- (1)県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと り、 に定める基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、 及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
  - うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。
- 5 市町との協働

- (1)県は、市町に対し、県と協働して地域特性に応じた観光の振興に関す る施策を策定し、実施すること及び県の施策に協力することを求めるこ とができる。
- (2)県は、市町が、地域において観光の振興に関する活動を行う県民等の 取組を支援する主体的な役割を担っていることにかんがみ、情報の提 供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

#### 6 県民の役割

- (1)県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資 源の維持及び保全に努めるものとする。
- 通じて、豊かな県民生活の向上に観光を活用するよう努めるものとす る。

## 7 観光事業者の役割

- (1)観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが観光の振興における中心 的な立場にあることにかんがみ、観光旅行者に提供する製品又はサービ スの質の向上に努めるものとする。
- (2)観光事業者は、地域と関わりを持つことの意義への認識を深め、地域 内の他の事業者又は団体との連携により地域社会への貢献及び地域経 済の活性化に努めるものとする。

# 8 観光関係団体の役割

- (1)観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者 の誘致、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう 努めるものとする。
- (2)観光関係団体は、観光事業者間又は他の産業の事業者若しくは団体と | (2)観光関係団体は、他の観光関係団体との連携を図りながら、前号に掲 の連携の促進を図りながら、事業活動を行うよう努めるものとする。

## 骨子案

- (1)県は、市町に対し、県と協働して地域の特性に応じた観光の振興に関 する施策を策定し、及び実施すること並びに県の施策に協力することを 求めることができる。
- (2)県は、市町が、地域において観光の振興に関する活動を行う県民等の 取組を支援する重要な役割を担っていることにかんがみ、情報の提供、 必要な助言その他の協力を行うものとする。

#### 6 県民の役割

- (1)県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資 源の維持及び保全に努めるものとする。
- (2)県民は、観光への関心及び理解を深めるとともに、自らの観光行動を │(2)県民は、観光への関心及び理解を深め、自らの観光行動に努めるもの とする。

## 7 観光事業者の役割

- (1)観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する 機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることを認識 し、観光旅行者から見て質の高い役務の提供に努めるものとする。
- (2)観光事業者は、地域との関わりを深め、地域内の他の事業者又は団体 との連携により地域社会への貢献及び地域経済の活性化に努めるもの とする。

# 8 観光関係団体の役割

- (1)観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者 の誘客、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう 努めるものとする。
- げる事業を行うよう努めるものとする。

骨子案

観光の振興に関する施策の基本方針

9 情報発信及び誘客のしくみづくり

県は、次に掲げる基本方針に基づき、国内外からの誘客<u>に向けた</u>情報 発信及び誘客のしくみづくりに関する施策を推進するものとする。

三重県の本物及び旬の魅力を活用した観光情報の発信と誘客 周遊性及び滞在性の向上による県内での宿泊観光の促進 体験学習を中心とした教育旅行の誘致

<u>三重県固有の観光資源を活用した海外から</u>の誘客 県内の各地域間及び<u>県境をまたいだ</u>広域的な連携<u>の推進</u>

10 観光の魅力づくり及び人づくり

県は、次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を活用した観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を<u>推進する</u>ものとする。

地域が主体的に行う魅力ある観光地づくり<u>への支援</u> 観光地づくりを担う人材の育成<u>支援</u> 観光旅行者の<u>ニーズの</u>多様化<u>を踏まえた</u>新たな<u>ツーリズム</u>への対応 県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動<u>の促進</u>

観光産業の高度化及び複合化の促進

## 11 社会基盤整備

県は、次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性<u>の高い</u>観光地 の形成に向けた社会基盤整備に関する施策を推進するものとする。 観光の振興に関する施策の基本方針

9 情報発信及び誘客の仕組みづくり

県は、<u>市町及び県民等と協働して、</u>次に掲げる基本方針に基づき、<u>県</u>内外からの誘客<u>のための</u>情報発信及び誘客の<u>仕組み</u>づくりに関する施策を講ずるものとする。

本県の観光資源の魅力を生かした情報発信に関する取組を促進する こと

<u>県内での長期の滞在につながる旅行及び観光旅行者の再来訪に関す</u>る取組を促進すること

<u>海外の市場動向に応じた外国人観光旅行者</u>の誘客<u>に関する取組を促</u> 進すること

県内の各地域及び<u>近隣府県との</u>広域的な連携<u>に関する取組を促進す</u> ること

10 観光の魅力づくり及び人づくり

県は、<u>市町及び県民等と協働して、</u>次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を活用した観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を<u>講ずる</u>ものとする。

地域が主体的に行う魅力ある観光地づくりに<u>関する取組を促進する</u> こと

観光地づくりを担う人材の育成<u>に関する取組を促進すること</u> 観光旅行者の<u>需要の変化に応じた新たな観光旅行の分野</u>への対応<u>に</u> 関する取組を促進すること

県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動<u>に関する取組を促進</u> すること

11 <u>観光の基盤づくり</u>

県は、<u>市町及び県民等と協働して、</u>次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性に優れた観光地の形成に向けた観光の基盤づくりに関

素案	骨子案
<u>まち並み</u> の整備と一体となった観光地の景観整備 観光旅行の安全及び安心の確保 観光旅行者の受入体制の充実 観光の振興に資する交通基盤の整備 <u>促進</u>	する施策を <u>講ずる</u> ものとする。 <u>町並</u> の整備と一体となった観光地の景観整備 <u>に関する取組を促進すること</u> 観光旅行の安全及び安心の確保 <u>に関する取組を促進すること</u> 観光旅行者の受入体制の充実 <u>に関する取組を促進すること</u> 観光の振興に資する交通基盤の整備 <u>に関する取組を促進すること</u>
観光の振興に関する施策の推進方策  12 基本計画 (1)県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。 (2)基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。観光の振興に関する目標観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項 (3)知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。 (4)知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。 (5)前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。	観光の振興に関する施策の推進方策  12 基本計画 (1)知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。 (2)基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 <u>観光の振興に関する基本的な方針</u> 観光の振興に関する主要な目標観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項 (3)知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。 (4)知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 (5)知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。 (6)第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。
13 <u>調査分析</u> 県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関す	13 <u>統計の整備</u> 県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関す

素案	骨子案
る情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備 を図るものとする。	る情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備 を図るものとする。
14 体制整備 県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な体制の整備を図るものとする。	14 推進体制 <u>の整</u> 備 県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な体制の整備を図るものとする。
15 財政上の措置 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。	15 財政上の措置 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。